

徳島市キャッシュレス決済ポイント還元事業委託業務に係る 公募型プロポーザル方式実施要領

1 趣旨

この要領は、「徳島市キャッシュレス決済ポイント還元事業」の委託に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

徳島市キャッシュレス決済ポイント還元事業委託業務

(2) 業務内容

「徳島市キャッシュレス決済ポイント還元事業委託業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年10月31日（金）まで

(4) 提案価格の上限額

¥344,455,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、ポイント付与原資については、290,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）以上とする。

※事務費は提案価格の上限額からポイント付与原資を除いた額の範囲内とする。

※提案価格は、受託者が業務を遂行するにあたり必要となる一切の費用を含み、提案価格上限額の範囲内で業務を実施するものとし、徳島市は契約金額以外の費用を負担しない。また、委託料支払い時の事務費が、提案時の額を超えることも認めない。

(5) その他

早期にポイント付与原資額に達する見込みとなる場合は、その対応（キャンペーン期間の終了時期等）について徳島市と協議する。

3 実施スケジュール

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| (1) 公告日（参加申込書受付開始日） | 令和7年3月18日（火） |
| (2) 質疑書受付開始（参加申込・企画提案に係る質疑） | 令和7年3月18日（火） |
| (3) 参加申込書提出期限 | 令和7年4月1日（火） |
| (4) 参加資格審査結果の通知 | 令和7年4月3日（木） |
| (5) 質疑書受付終了 | 令和7年4月11日（金） |
| (6) 質疑回答期限 | 令和7年4月14日（月） |
| (7) 企画提案書及び見積書提出期限 | 令和7年4月14日（月） |
| (8) ヒアリング等及び企画提案書審査 | 令和7年4月中旬（予定） |
| (9) 企画提案書審査結果通知 | 選定後速やかに通知 |
| (10) 契約締結 | 令和7年4月下旬（予定） |

4 担当部局

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

徳島市経済部経済政策課

電話 088-621-5225

F A X 088-621-5196

電子メール keizai_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 原則、徳島市の建設工事関係又は物品・役務関係の競争入札有資格者名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）であること。
ただし、登録業者以外の者が、7(1)の必要書類を提出した場合は、本プロポーザルに参加することができるものとする。
- (2) 徳島市の物品の購入契約等に係る指名停止等措置要綱による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 過去に自治体を実施するキャッシュレス決済に伴うポイント還元事業を契約し、誠実に履行した実績があること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立て、又は破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 徳島市暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (7) 国税及び地方税に滞納がある者でないこと。

6 質疑応答等

- (1) 参加申込書及び企画提案書の作成について、質疑がある場合は、次のとおり質疑書を提出すること。なお、質疑がない場合、提出は不要である。
 - ア 提出書類
質疑書(様式第4号)
 - イ 提出方法
電子メール又はF A Xにより提出すること(送信後に電話で着信確認を行ってください)。
 - ウ 提出場所
4 担当部局に同じ
 - エ 提出期間
令和7年3月18日(火)から令和7年4月11日(金)午後5時まで(必着)
- (2) (1)の回答方法は、徳島市ホームページ上に当該回答内容を公開するものとする(質疑者名は非公表)。

7 参加申込・資格審査

(1) 参加申込書の提出

参加希望者は、次の提出書類を令和7年4月1日(火)午後5時までに徳島市経済部経済政策課まで、持参又は郵送により提出すること（郵送の場合は簡易書留郵便により期限までに必着のこと）。なお、期限までに参加申込書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

本プロポーザルに関する実施要領、仕様書及び様式等については徳島市ホームページからダウンロードすること。

- ア 参加申込書（様式第1号） 1部
- イ 誓約書（様式第2号） 1部
- ウ 会社概要書（様式第3号） 10部（正本1部、副本9部）※1
- エ 提出日前3カ月以内に取得した法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）（写し可）
1部 ※2
- オ 直近2事業年度の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書等）（写し可） 1部 ※2
- カ 納税証明書（写し可） 各1部 ※2

都道府県税及び市区町村税は直近2年間の事業年度分の次の納税証明書を提出すること。

納税証明書は本店の証明書のみ提出。本店以外の営業所等の証明は不要。

(7) 国税「法人税」及び「消費税及び地方消費税」

「未納でない」ことの証明（その3の3）を提出。

(イ) 都道府県税「法人都道府県民税」及び「法人事業税」

(ウ) 市区町村税「法人市区町村民税」及び「固定資産税」

※1 副本には、企業名が特定できる内容については記載しない。

※2 徳島市の登録業者以外についてのみ提出が必要。

(2) 参加資格審査結果の通知

ア 参加申込者から提出された書類について、提出書類等をもとに参加資格要件に該当するか審査し、審査結果については令和7年4月3日(木)(予定)に通知する。あわせて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

イ 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり持参又は郵送で書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

(7) 提出期限 令和7年4月10日(木)午後5時まで(必着)

(イ) 提出場所 4 担当部局に同じ

ウ 市長は上記イの説明を求められたときは、説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

8 企画提案書作成要領

参加資格審査の結果、企画提案書の提出者として選定された者は次の提出書類を令和7年4月14日(月)午後5時までに徳島市経済部経済政策課まで、持参又は郵送により提出すること（郵送の場合は簡易書留郵便により期限までに必着のこと）。

なお、企画提案書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式第5号）を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書 10部（正本1部、副本9部）※1

イ 見積書（任意様式） 1部

経費については、主な項目の内容（概算）を明示すること。

キャッシュレス決済還元額によって変動する経費と変動しない経費を区分して明示すること。

※1 副本には、企業名が特定できる内容については記載しない。

(2) 作成要領

ア 様式等の形式

- | | |
|------------|------------------------------|
| (ア) サイズ | A4判用紙（縦） |
| (イ) 文字方向 | 横書き（図表等に含まれる文字を除く） |
| (ウ) 印刷方法 | 両面、左綴じ、カラー印刷 |
| (エ) 文字ポイント | 10.5ポイント以上とする（図表等に含まれる文字を除く） |
| (オ) ページ番号 | 表紙及び目次を除き、ページ番号を付すこと |
| (カ) ページ数 | 表紙及び目次を除き、15ページ以内とすること |
| (キ) その他 | 文字の書体、文字色、字間及び行間は指定しない |

イ 体裁

(ア) 表紙

- a 題名（「徳島市キャッシュレス決済ポイント還元事業委託業務」）を記載
- b 作成年月日（令和7年 月 日）を記載
- c 住所、商号又は名称を記載（正本のみ）

(イ) 目次

表紙の次ページに目次を付すこと

ウ 企画提案書に記載すべき内容

- (ア) 別表1「企画提案書記載事項」のとおり

エ その他

- (ア) 1事業者が複数の提案を行うことは認めない。

9 企画提案の審査方法及び審査基準

企画提案の審査、評価及び受託候補者の特定を行うため、本業務に係る選定審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査会において、次のとおり審査を行い、審査結果を踏まえ受託候補者を選定する。

なお、提案者が1者であっても同様とする。

(1) 審査基準

別表2「審査基準」に掲げる評価項目及び配点によるものとする。

(2) 選定審査会

ア 構成

徳島市が別に定める選定審査会設置要綱において組織された委員により構成する。

イ 実施日時及び場所

ヒアリング及びプレゼンテーションによる選定審査会の審査は、令和7年4月中旬を予定しているが、7(2)で示した企画提案書の提出要請時にあわせて通知する。

ウ ヒアリング等の実施

- (ア) 1者ずつの呼び込み方式とし、ヒアリング等を行う順番は参加申込書の受付順とする。
- (イ) 提案者は、あらかじめ提出した企画提案書に基づき、プレゼンテーションを実施し、プレ

ゼンテーションの実施後、必要に応じ委員が質問（ヒアリング）するものとする。所要時間はプレゼンテーションの実施が20分以内、委員による質問（ヒアリング）が10分以内とする。

- (ウ) プレゼンテーション時は、審査の公平性を保つため、委員には提案者名を伏せて行うので、提案者が特定又は推察できる言動はしないようにすること。
- (エ) プレゼンテーション時には、パソコン及びモニターを通して、提案内容の画像等を投影し、プレゼンテーションを行うことができる。なお、プレゼンテーションではあらかじめ提出した企画提案書と異なる内容の説明及び追加資料を配布することは認めないものとする。
- (オ) プレゼンテーション時における機器の貸出しはモニターのみとし、パソコン等は提案者が持参の上、環境設定等は提案者自らが行うものとする。欠席した場合は、企画提案書の審査、評価及び受託候補者の特定から除外する。

エ 審査

- (ア) 企画提案書類及びヒアリング等をもとに審査基準に沿って各委員が採点し、得点の合計が最も高い者を審査会の合議の上、受託候補者として特定する。
- (イ) 得点が同点となった場合は、委員の多数決により決定する。
- (ウ) 得点が最も高い場合又は提案者が1者であった場合においても、その得点の合計が最低基準点（全体の6割）未満の場合は、受託候補者として特定しないことがある。

オ 留意事項

出席者については、本業務担当者を含めた3名以内とする。

10 審査結果の通知及び公表

- (1) 選定審査会による審査終了後、速やかに企画提案者全てに対し選定結果を通知する。
- (2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり持参又は郵送で書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。
 - ア 提出期限 上記(1)の通知があった日から7日以内までの午後5時まで（必着）（ただし、土曜、日曜及び祝日を除く）
 - イ 提出場所 4 担当部局に同じ
- (3) 市長は、上記(2)の説明を求められたときは、7日以内に説明を求めた者に対し、理由説明書を通知する。
- (4) 受託候補者を特定したときは、次の項目を公表するものとする。
 - ア 受託候補者
 - イ 評価点数
 - ウ 受託候補者の特定理由
 - エ 審査の過程及び審査会委員

11 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合

- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

12 契約に関する基本事項

- (1) 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、提案内容を反映した仕様書を作成し、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

- (2) 契約保証金

要する。(ただし、徳島市契約規則第31条の規定に該当する場合は免除できる。)

- (3) 契約書作成の要否

要する。

- (4) 支払条件

完了払いとする。

13 その他

- (1) 参加申込及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

- (2) 提出された書類は返還しない。

- (3) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。

- (4) 徳島市は、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

- (5) 徳島市は、企画提案者から提出された企画提案書について、徳島市情報公開条例（平成19年条例第1号）の規定による請求に基づき、第三者に公開することができるものとする。ただし、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等は非公開となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、決定後の公開とする。

- (6) 企画提案書の提出者が1者のみの場合であっても、選定審査会の審査及び評価によっては、当該提案者を受託候補者として特定しないことがある。

企画提案書記載事項

提案項目		記載内容
業務実績		類似業務の実績及び当該業務でのノウハウ、取り組みを記載すること。
本業務についての総合的な考え方	目的適合性 業務理解度 取組意欲	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的及び徳島市の現状と課題等を踏まえ、提案の考え方や自社の強みがわかるように記載すること。 ・本事業における効果を最大限に発揮するため、見積書で掲げたポイント付与額の達成に向けた具体的な取組内容について記載すること。
業務実施に関する事項	業務執行体制 スケジュール セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業実施にあたって、事務局をはじめとした業務実施体制（人員配置）について記載すること。 ・本業務を円滑に遂行するための工程表を作成すること。 ・個人情報等のデータ管理について記載すること。
業務内容に関する事項	効率性及び効果 (対象店舗等の選定・決済及びポイント還元など)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象キャッシュレス決済事業者の直近における市内店舗数（総数、本事業の対象店舗等数）を記載すること。 ・キャンペーン終了後においても、キャッシュレス決済が定着するための創意工夫を記載すること。
	事業の広報	・効果的な広報手法について記載すること。
	問い合わせ対応	・コールセンターや相談窓口の設置、人員体制について記載すること。
	キャッシュレス決済普及促進	・キャッシュレス決済導入促進及び利用促進についての普及方法を記載すること。
	キャッシュレス決済動向調査	<ul style="list-style-type: none"> ・効果検証のための決済データなどの収集方法、分析項目について記載すること。 ・事業者や利用者に向けたアンケート調査等の手法について記載すること。

※仕様書（「5 業務内容」など）及び審査基準を踏まえて、上記の事項について、具体的な方策、事業の実現性及び効果を高めるための方策等を記載すること。

※企画提案書内には、提案者名が分かるような表記をしないこと。

審査基準

審査区分	評価項目	採点指標	配点
業務実績に関する事項		・同種の業務実績が豊富にあり、業務遂行能力があるか。また、過去の実務実績が効果的かつ魅力的なものであるか。	5点
本業務についての総合的な考え方	・目的適合性 ・業務理解度 ・取組意欲	・業務の趣旨を理解し、業務目的や仕様書の内容に沿った、具体的かつ創意工夫が盛り込まれた実現性の高い提案となっているか。	10点
業務実施に関する事項	・業務執行体制 ・スケジュール ・セキュリティ	・本事業を適正・確実かつ円滑に実施できる人員配置と、事業実施に必要なノウハウやスキル、実績等を有する責任者や担当者が適切に配置され、対象キャッシュレス決済事業者との連携体制も十分確保されているか。 ・具体的かつ実現可能なスケジュールとなっているか。 ・受託者及び再委託事業者において、個人情報を適正に保護・管理する体制が確立されているか。	15点
業務内容に関する事項	効率性及び効果 (対象店舗等の選定・決済及びポイント還元など)	・多くの事業者及び利用者の参加が見込まれ、予算効果が最大限に発揮できるような対象店舗等及び対象キャッシュレス決済事業者の選定がされているか。 ・対象店舗等の選定・管理方法について、効率的かつ正確に選定・管理できる提案や工夫がされているか。	10点
	事業の広報	・より多くの事業者が参加し、利用者の利用促進に繋がるような、わかりやすく効果的な広報手法が提案されているか。 ・キャッシュレス決済に不慣れな事業者及び利用者にも、配慮した広報手法となっているか。	15点
	問い合わせ対応	・事業者や利用者等からの問い合わせに対して、的確かつ迅速に対応できる体制や、徳島市への連絡体制は十分確保されているか。	10点
	キャッシュレス決済普及促進	・市内広範囲の店舗を対象に、積極的な開拓方法が提案されているか。 ・事業者及び利用者向けの説明方法及びサポート体制、説明会等の参加困難者に対するサポート体制について、具体的な提案があり、事業者及び利用者によりキャッシュレス決済が普及するような適切な内容か。	15点
	キャッシュレス決済動向調査	・効果検証のための事業実績（決済等）データや経済効果に関するデータなどの収集方法、分析項目は具体的かつ適切で、十分に実績把握と効果検証ができており、今後の事業実施の参考となるような調査報告が期待できるか。	15点
見積額に関する事項	・見積金額が最も低い者を満点とし、予定価格と同額を0点とする。 $\frac{\text{提案限度額} - \text{見積金額}}{\text{提案限度額} - \text{最低見積金額}} \times 5 \text{点}$ ※小数点以下は四捨五入する。	5点	
合計			100点

※評価の基準は、次のとおりである。（きわめて優れている：5 優れている：4 普通：3 やや劣っている：2 劣っている：1）